

(損害の補償)

第6条 この協定に基づき実施した支援活動に伴って乙および乙の関係者並びに第三者に損害を生じさせた時は、乙の責任において補償するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかが文書により協定の解除を申し出なかった場合は、この協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以降同様の扱いとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、これを定めることとする。

この協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月24日

(甲) 大樹町栄通29-6

社会福祉法人大樹町社会福祉協議会

会長 大井 英則

TEL 01558-6-4130



(乙) 災害時緊急連絡先

帯広市西2条南10-10かじのビル3F

帯広かしわライオンズクラブ

TEL 0155-24-1020

会長

331MDアラート委員 佐藤 豪一

TEL 090-8902-8407



(乙) 代表クラブ

帯広市東5条南6-1-4大和コーポIF

帯広ライオンズクラブ

会長 塚本 雅晴

TEL0155-23-6705



(乙) 帯広市緑が丘2条通2-3-6

帯広中央ライオンズクラブ

会長 大平 俊一

TEL0155-22-3493



(乙) 帯広市西8条南3-11-2

帯広平原ライオンズクラブ

会長 西垣 孟

TEL0155-22-1269



(乙) 帯広市西17条南3-1-12

帯広鈴蘭ライオンズクラブ

会長 松浦 巖

TEL0155-67-6105



(乙) 帯広市西20条南5-18-6

帯広さくらライオンズクラブ

会長 高橋 好志子

TEL090-8428-8675



自然災害発生時における  
災害ボランティアセンター支援に関する  
協定書

2023年4月24日

社会福祉協議会

帯広市内6ライオンズクラブ

## 自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書

### (目的)

第1条 本協定は、大樹町社会福祉協議会（以下、甲という）と帯広ライオンズクラブ、帯広かわライオンズクラブ、帯広中央ライオンズクラブ、帯広平原ライオンズクラブ、帯広鈴蘭ライオンズクラブ、帯広さくらライオンズクラブ（以下、乙という）は、自然災害発生時において甲が設置・運営する災害ボランティアセンター（以下、災害VCという）に対し、乙が行う支援の内容その他必要な事項を定めるものとする。

### (支援の要請)

第2条 甲は災害時に災害VCを設置する場合、乙に対し協力を要請することができることとし、乙は可能な限り要請に応ずるよう努めることとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書で要請する暇がない場合には電話又は口頭で要請し、その後、要請文書を提出することができる。

### (支援の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対して支援を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1)災害VCを經由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両（バス、軽トラック等）の提供
- (2)災害VC及び災害ボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点等」という）に必要な設備及び災害ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (3)ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等が利用する駐車場等の提供
- (4)乙の会員が有する専門性等を活かした物的及び人的支援の提供
- (5)ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物（炊き出しや飲料等）の提供
- (6)前各号に掲げるもののほか、甲及び乙の両者が協議により災害VCの運営及びボランティアの活動に必要なとされた支援の提供

### (支援の表示)

第4条 甲は第3条に掲げる支援を受けて事業および活動を行う場合は、当該支援が乙によるものであることを表示することとする。

### 負担

第3条に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。